

藤枝市農山村地域活性化施設条例の一部を改正する条例

藤枝市農山村地域活性化施設条例（平成2年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表の2大久保グラススキー場使用料の表中

「

使用区分	数量	時間	個人	団体 (1人につき)
グラススキー使用料	1式	1時間	1,030円	830円
		2時間	1,560円	1,250円
		4時間	2,610円	2,080円
グラススクーター使用料	1台	30分	520円	
グラスバギー使用料	〃	〃	520円	
リフト使用料	2回券 100円 12回券 520円			

」を

「

使用区分	数量	時間	個人	団体 (1人につき)
グラススキー使用料	1式	1時間	1,030円	830円
		2時間	1,560円	1,250円
		4時間	2,610円	2,080円
マウンテンボード使用料	〃	1時間	1,030円	830円
		2時間	1,560円	1,250円
		4時間	2,610円	2,080円
グラススクーター使用料	1台	30分	520円	
ストライダー使用料	〃	〃	520円	
ポッカール使用料	〃	〃	520円	
ソリ使用料	〃	〃	520円	
リフト使用料	2回券 100円 12回券 520円			

」に

改める。

別表の4大久保キャンプ場使用料の表を次のように改める。

4 大久保キャンプ場使用料

使用区分	数量	時間	使用料
テントサイト使用料	1区画	14時～翌日12時	1,800円
オートキャンプサイト使用料	〃	〃	3,500円
テント使用料	1張り	〃	520円
Aコテージ使用料	1部屋	14時～翌日10時	12,000円
Bコテージ使用料	〃	〃	16,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市農山村地域活性化施設条例別表の規定は、平成30年4月1日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。